

宍粟市技能労務職員の給与等の 見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 取組方針の策定の経過等

今日、地方公共団体の技能労務職員の給与について、同一又は類似している職種の民間企業従事者と比較して、その水準が高いのではないかと指摘されています。平成19年の「経済財政改革の基本方針2007」では、「特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成20年度からの実施に取り組む」とあり、また、平成19年7月6日付け総務省通知においては「技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を平成19年度中に策定・公表すること」とされています。

これらのことを踏まえ、宍粟市としても厳しい財政状況を鑑み、今一度技能労務職員の給与等について総合的な点検をし、適正な給与制度の確立と運用が重要と考え、今回の取組方針を策定しました。

2 給与等の現状

宍粟市は、平成17年4月1日に合併し、技能労務職員の給料表については独自の給料表を適用していましたが、平成18年4月1日の給与構造改革を機に、国の行政職給料表(二)を適用することにより、給料水準を引き下げました。しかしながら、行政職給料表(二)適用の国家公務員とラスパイレス比較(国家公務員を100とした指数)では、宍粟市の技能労務職員は114.3となっており、また、総務省が公表した「民間データ一覧」よりも給与水準が高くなっていますが、これは、宍粟市では技能労務職員の新規採用を抑制しており、平均年齢が高くなっていることが原因と考えられます。

給与構造改革：平成18年4月1日を起点として国・地方公共団体が地域の給料をより反映させるために、北海道・東北ブロックの民間賃金と同水準になるように給料表を作成し、さらに従来の1号給を4号給に分割し、昇給等に差異を設けやすいようにされた。また、民間賃金の高い地域には地域手当(3%~18%)が支給されることとした改革

ラスパイレス指数：地方公務員の平均給与月額を、職員の学歴別・経験年数別構成などが国家公務員と同等であると仮定して算出し、その数値を国の平均給与月額を100として算出した指数

給料：条例によって定められる毎月支払われる給料の月額(基本給)

給与：給料に扶養手当、通勤手当、管理職手当、時間外手当、特殊勤務手当など各種手当を加えたもの

(1) 職種ごとの給与、平均年齢、民間データ等の状況

区 分	公 務 員					民 間			参考 A / B
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円) (A)	平均給与月額(円) (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(円) (B)	
宍 粟 市	46.5	51	296,539	349,015	312,137	-	-	-	-
学校給食調理員・病院調理師	41.0	20	263,730	330,839	283,930	調理士	40.4	253,300	1.31
清掃職員	50.6	10	349,660	413,550	373,960	廃棄物処理業従業員	43.3	299,800	1.38
看護補助員	47.9	7	254,471	282,666	259,186	-	-	-	-
用務員	56.5	5	327,680	334,440	331,980	用務員	53.9	227,200	1.47
運転手	*	1	*	*	*	自家用乗用自動車運転手	58.6	281,200	*
電話交換手	*	1	*	*	*	-	-	-	-
その他技能労務職	41.1	7	322,757	383,620	336,186	-	-	-	-

市データについては、平成19年4月1日現在のものです。

表中「自動車運転手」「電話交換手」部分については、職員数が5人未満のため職員の個人情報観点から「*」表記としています。

民間データは、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において公表されているデータを使用しています。（平成16年調査～平成18年調査の3ヶ年平均）

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、職員区分では類似する業務での比較となっており、また、民間の平均賃金・年齢の算出の際には、正規職員のほか臨時職員やパート勤務者を含むなど、年齢、業務内容、雇用形態・平均経験年数等でその基準が異なっており、完全に一致しているものではありません。

平均給与月額（国ベース）：給料＋扶養手当＋住居手当を加えた額に対する人数による平均額

(2) 年齢別職員数（平成19年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	23歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全 体	人 0	人 0	人 2	人 2	人 4	人 5	人 7	人 6	人 6	人 6	人 13	人 0
調理員・調理師	0	0	2	1	4	1	4	2	2	1	1	0
清掃職員	0	0	0	0	0	0	2	2	2	3	2	0
看護補助員	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	3	0
用務員	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0
運転手	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
電話交換手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
その他	0	0	0	0	0	2	0	2	1	1	2	0

上記「調理師」は、公立宍粟総合病院に勤務する調理師です。

(3) その他技能労務職員の給与に関する事項

給料表

宍粟市一般職の給与に関する条例により技能労務職給料表の5級制(国家公務員行政職給料表(二)と同じ)を適用しています。なお、職務の経験年数等に応じて昇格基準を設けています。

手当

基本給のほか下記の手当を支給しています。

手当の名称	手当の内容・支給対象等	国制度との比較
扶養手当	配偶者：13,000円 その他扶養親族等：6,500円(配偶者がいない場合の1人目は11,000円) ただし、収入・年齢等の認定要件があります。	同
住居手当	借家：27,000円を限度に家賃の2分の1 持ち家：3,500円	異 (持ち家1,000円高)
通勤手当	バス等公共交通機関利用者：55,000円を限度に実費 自動車等：1km以上の職員に2,300円～34,600円(45km以上は1km増えるごとに400円加算)	異 (国は2km以上)
時間外勤務手当	所属長の命令により通常の勤務時間を超えて勤務した場合：1時間につき基本給の125/100の金額 時間により支給率が加算されます。	同
休日勤務手当	所属長の命令により祝日に通常の勤務時間に勤務した場合：1時間につき基本給の135/100の金額	同
期末手当	基準日(6月1日・12月1日)に在職する職員 給料+扶養手当の3.0月分(6月:1.4月、12月:1.6月) ただし、基準日前6か月の勤務要件により1.4又は1.6を下回ることがあります)	同
勤勉手当	基準日(6月1日・12月1日)に在職する職員 給料の1.45月分(ただし、基準日前6か月の勤務要件により1.45を下回ることがあります)	異 (国は1.5月分)

特 殊 勤 務 手 当

具体的な手当の名称	支給対象、金額等
危険又は困難業務従事職員の手当	下水道事業におけるマンホール等入孔内作業をした場合（下水道管理員）：1日につき600円 ボイラー作業及び維持管理にかかる業務をした場合（給食センター職員）：1日につき600円 山崎浄苑で塩素取扱業務をした場合（山崎浄苑に勤務する技能労務職員）：1か月につき1,500円 除雪作業車運転による除雪作業に従事した場合（土木管理員）：1日につき600円
ごみ、し尿取扱業務従事職員の手当	ごみ及びし尿の取扱い業務に従事した場合（山崎浄苑・しそく北クリーンセンターに勤務する技能労務職員）：1日につき600円
火葬業務従事職員の手当	火葬業務に従事した場合（あじさい苑に勤務する技能労務職員）：1日600円（なお、下記の業務に従事した場合はそれぞれの金額を加算した額を支給します） 火葬従事：1体につき2,000円 小動物の火葬：1体につき200円 霊柩車の運転：1体につき1,500円
病院勤務危険手当 （公立宍粟総合病院）	公立宍粟総合病院に常時勤務する看護補助員：1か月につき2,000円
年未年始勤務手当 （公立宍粟総合病院）	公立宍粟総合病院に常時勤務する看護補助員・調理員で年未年始（12/29～1/3）に勤務した場合：1日につき4,500円
年未年始勤務加算手当 （公立宍粟総合病院）	公立宍粟総合病院に常時勤務する看護補助員で年未年始（12/29～1/3）に日直として勤務した場合：1回につき3,000円

月額で支給する手当については、その業務に従事した日数に応じて支給割合が減となります。【7日以上15日未満：2分の1、1日以上7日未満 4分の1】

日額で支給する手当については、その業務に従事した日数のみ支給しております。

月の初めから月末までの間に勤務実績がなかった者には支給しておりません。

特殊勤務手当：著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、その勤務の特殊性に応じて支給される手当

昇給基準

毎年1月1日に前年の勤務成績等に応じて良好と認められる場合は4号給を基準として昇給します。

3 現状に対する考え方等

「2 給与等の現状」でも述べたように、宍粟市の技能労務職員と国家公務員行政職給料表(二)適用職員とのラスパイレス比較をすると、114.3と国家公務員よりも高い水準にあります。また、厚生労働省が毎年行う賃金センサスによる民間データ過去3ヶ年平均との類似職種の平均給与月額を比較しましても、1.31~1.47倍と高い水準にあります。ただし、この民間データ比較については、宍粟市の平均年齢と民間データの平均年齢が大きく違う(宍粟市の平均年齢の方が高い)ことから、単純に比較できるものではありません。しかしながら、今日の社会情勢等を勘案し、現在の昇格等の運用が適切かどうか、また、「2(1)職種ごとの給与、平均年齢、民間データ等の状況」中、職員の平均給与額のうち時間外勤務手当と特殊勤務手当(支給対象人数での平均)の合計額が1人当たり平均約32,000円と金額が大きくなっていることから、時間外勤務命令や特殊勤務手当の額が他の地方公共団体等と比較し、適切かどうかさらに検討していく必要があります。

技能労務職員の採用については、平成18年4月1日の1名採用を最後に、現在退職による補充採用はしておりません。今後においても、技能労務職については退職不補充とし、職員数の削減を図っていきます。

3 具体的な取組等

(1) これまで取り組んできた内容(合併後)

給料表の改善

平成18年4月1日に給与構造改革を導入し、従来独自給料表(2級制)であったものを国家公務員行政職給料表(二)を適用することにより、平均1.2%の給料減としました。

調整手当の廃止・特殊勤務手当の一部廃止

給与構造改革導入を機に平成18年度から調整手当(基本給の5%)を廃止しました。国、一部他団体で代わりに導入されている「地域手当」については、宍粟市は国基準では「0%地域」であるため、導入しておりません(兵庫県職員は宍粟市域勤務でも5%支給)。

特殊勤務手当についても、その趣旨を再点検し、平成18年度から次の手当を廃止しています。

平成 18 年度以降廃止した特殊勤務手当一覧 (技能労務職員に支給されていたもののみ)

平成 18 年度から廃止

- ・ さつき園勤務職員の手当：月額 3,000 円
- ・ スポニックパークー宮勤務職員の手当：月額 3,000 円
- ・ 年末年始勤務職員の手当 (12 月 29 日～1 月 3 日にごみ収集に従事した場合)：1 日 5,000 円

平成 19 年度から廃止

- ・ 自動車運転業務従事職員の手当：月額 2,000 円
(給食自動車、ごみ・し尿自動車、道路補修自動車運転業務に従事した場合)

また、平成 18 年度に廃止した調整手当、特殊勤務手当、平成 19 年度に廃止した特殊勤務手当の廃止による効果額は、下記のとおりです。

手当廃止による効果額

(技能労務職員に支給分のみの集計)

年 度	廃止手当名称	効 果 額
H 1 8	調整手当	10,006,435 円
	さつき園勤務職員の手当	173,250 円
	スポニックパークー宮勤務職員の手当	108,000 円
	年末年始勤務職員の手当	30,000 円
H 1 8 効 果 額 計		10,317,685 円
H 1 9	自動車運転業務従事職員の手当	431,500 円

宍粟市は調整手当の代替措置の地域手当は支給しておりません。

時間外・休日勤務の抑制

平成 18 年度に「時間外勤務等に関する取扱いについて」(指針)を策定し、職員に周知しました。同時に、組織の見直し・事務事業の見直しを実施し、結果として、一般行政職も含め、平成 17 年度比で約 30%の削減となりました。

用務員業務の見直し

用務員については、平成 17 年度・平成 18 年度の退職者については正規職員不補充とし、臨時職員にて対応しました。その効果として、**約 13,842,000 円の削減**となりました。

指定管理者制度の導入

直営であったスポニックパーク一宮に指定管理者制度を導入し、当該施設に配置されていた技能労務職員についても他の必要部署に柔軟に配置することができました。

(2) 今後取り組む必要があると検討している又はすでに検討中であること

給料表

給料表の体系については現行の給料表を踏襲します。ただし、今後、市財政状況、他市町等の状況を勘案し、給料月額額の減額をどうかを検討していく必要があります。

昇給・昇格基準

昇給については、現状の基準に踏襲することなく、人事評価制度の構築による評価昇給を検討しています。平成19年度には管理職を対象に人事評価制度の研修を行い、制度導入に向けて検証している段階であり、早期導入を目指しています。

昇格については、級別資格基準表に基づく年数は必要最低基準である考えのもと、今後、他市町の状況と比較検討し、昇格基準をより厳格にすることを検討する必要があります。

特殊勤務手当の見直し

現在支給されている特殊勤務手当については、現状の分析や支給実績の調査・近隣他市町との比較検討等総合的に精査し、一部廃止も視野に入れた見直しに対応していくこととします。

今後の採用・業務委託等の方向性

現在、技能労務職員については、退職者不補充ということで、新規採用をせずに賄うという方針を打ち出しておりますので、業務の民間委託や事務事業の見直しは避けて通れないことから、し尿処理施設（山崎浄苑・しそう北クリーンセンター）給食センターにおいては、地元協議も含め検討することとします。



兵庫県宍粟市